

議第108号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 9月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

青少年の福祉の増進，健全な育成及び自主的な活動の促進を図るため，青少年活動を振興するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市中央青少年活動センター

位 置 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地

第1条第2項中「青少年活動センター」を「分館」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 京都市中央青少年活動センター（以下「センター」という。）に分館を置く。

第2条各号列記以外の部分中「青少年活動センター」を「センター」に改める。

第2条第1号中「勤労青少年」を「青少年」に，「教養の向上及び青少年の」を「健全な育成及び」に改め，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

第3条第1項及び第2項第2号中「青少年活動センター」を「センター」

に改める。

第4条第1項本文中「青少年活動センター」を「センター」に改め、同条第2項本文中「京都市中京青少年活動センター」を「センター（分館を除く。）」に改める。

第5条各号列記以外の部分、第7条各号列記以外の部分及び第13条中「青少年活動センター」を「センター」に改める。

別表第1京都市中京青少年活動センターの項を削る。

別表第2京都市北青少年活動センターの項及び京都市中京青少年活動センターの項を次のように改める。

センター (分館を除く。)	大 会 議 室		1室につき1時間	1,540 ^円	3,180 ^円	
	中 会 議 室			610	1,230	
	小会議室A及び小会議室B			410	820	
	和 室			610	1,230	
	レ ス ス スタ ジ オ			610	1,330	
	ピ ア ノ 室			200	410	
	スポーツ ルーム	全面使用	夜間A	1 室	5,340	10,690
			夜間B			
		半面使用	夜間A		2,670	5,340
			夜間B			
音 楽 スタ ジ オ		1室につき1時間	720	1,540		
ト レ ー ニング ル ーム		1人につき1回	300	610		
京都市北 青少年活 動センタ ー	多 目 的 ホ ール		1室につき1時間	920	1,950	
	中 会 議 室			610	1,230	
	小 会 議 室			410	820	
	和 室			610	1,230	
	レ ス ス スタ ジ オ A			610	1,330	
	レ ス ス スタ ジ オ B			410	820	
	グ ル ー プ 活 動 室			610	1,230	
	料 理 室			820	1,640	
	音 楽 スタ ジ オ			720	1,540	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市中央青少年活動センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市中京青少年活動センターを京都市中央青少年活動センターとし、その他の青少年活動センターをその分館とする必要があるので提案する。